

(四) 認定を受けた自然体験活動促進計画に関する特例
認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととした。(第二〇条、第二三条及び第三三条関係)

3 利用のための規制の強化
国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであって、当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加することとした。(第三七条第一項第三号関係)

4 その他
(一) 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととした。(第五〇条関係)
(二) 国及び都道府県は、国内外における国立公園又は国定公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めることとした。(第六六条の二関係)

(三) 国立公園又は国定公園の特別地域等における許可を要する行為に係る罰則を引き上げることとした。(第八二条第二号関係)
(四) その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第一五〇号)(内閣府本部)
1 令和二年五月一日から七月三十一日までの間の豪雨による激甚災害について、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の適用期間を令和三年一月一四日まで延長することとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(政令第一五一号)(厚生労働省)

1 特定業種退職金共済契約に係る退職金額等の改定
(一) 別表第六に係る特定業種(建設業)に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年一・三パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、別表第八に係る特定業種(林業)に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年〇・一パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、それぞれ改定することとした。(別表第六及び別表第八関係)

(二) 被共済者が特定業種退職金共済制度間を移動し通算の申出をした場合等に、当該被共済者の掛金納付月数の通算に用いる額について、別表第九については、年一・三パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、別表第一については、年〇・一パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、それぞれ改定することとした。(別表第九及び別表第一一関係)

2 退職金に関する経過措置
この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に別表第六又は別表第八に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、施行日前の日に係る掛金の納付があつた月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を勘案して算定するものとする。こととした。(附則第三条及び第四条関係)

3 この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

自然公園法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月六日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第二十九号

自然公園法の一部を改正する法律

自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第五節 生態系維持回復事業(第三十八条―第四十二条)」を「第五節 生態系維持回復事業(第三十八条―第四十二条)」を「第五節の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第四十二条の二―第四十二条の七)」に改める。

第三条第一項中「において」の下に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第七条の見出し中「の決定」を削り、同条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 公園計画は、国立公園又は国定公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

4 環境大臣は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。
第八条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第八条の二 第十六条の二第一項に規定する協議会は第十六条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第四十二条の二第一項に規定する協議会は第四十二条の四第一項に規定する自然体験活動促進計画について、環境大臣に対し、その作成のために必要な国立公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をしないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

3 第十六条の七第一項に規定する協議会は同条第三項において準用する第十六条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第四十二条の三第一項に規定する協議会は第四十二条の四第一項に規定する自然体験活動促進計画について、関係都道府県に対し、その作成のために必要な国立公園に関する公園計画の変更に係る環境大臣に対する申出をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の関係都道府県は、同項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更に係る申出をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。第九条第一項に後段として次のように加える。
この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

法

律